入札参加者 各位

福岡県県土整備部

福岡県発注工事からの暴力団関係事業者の排除について

福岡県は、平成22年4月から施行された福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団関係事業者(工事請負契約書第47条の3第1項各号に該当する者。以下同じ。)について、入札、契約からの排除を徹底しているところです。

このたび、県発注工事から暴力団関係事業者の排除をより徹底するため、排除対象を全ての下請業者に拡大し、平成22年8月1日以降の契約分から、下記のとおり取り扱うこととしましたので、本県との契約締結にあたってはご留意願います。

なお、排除の対象となる暴力団関係事業者については、県土整備事務所等で閲覧に供するとともに、県ホームページに掲載して公表します。

記

１　暴力団と関係のある下請負人の使用禁止

工事請負契約書を改正し、暴力団関係事業者を下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。)としてはならないこととします。

また、暴力団関係事業者を下請負人としていた場合、県は元請業者に対し当該下請契約の解除を求めることができることとします。

なお、元請業者が正当な理由がなく県からの当該下請契約解除の求めに従わなかったときは、県は元請業者との契約を解除することができることとします。

さらに、暴力団関係事業者を下請負人としたことによる契約違反の措置として、指名停止(公表)、警告、注意、工事成績評定の減点を行います。

２　「誓約書」の提出

工事請負契約書に規定する暴力団関係事業者の排除に係る条項等について、認識したうえで、了解したことを誓約する旨の「誓約書」の提出を契約締結の条件とするので、入札に際しては、別紙「誓約書」を熟読の上、入札に臨んでください。